

Title	アメリカ国務省の対ソ認識(一九一七・ 一一～一九一八・ 七) : 駐ロシア大使フランシスを中心に
Sub Title	The United States and Russia : Ambassador D. R. Francis' Perception of the Bolshevik Revolution
Author	小澤, 治子(Ozawa, Haruko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.2 (1993. 2) ,p.53- 75
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930228-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカ國務省の対ソ認識(一九一七・一一~一九一八・七)

——駐ロシア大使フランスを中心——

小 澤 治 子

はじめに

一 十月革命とフランス

二 対独講和問題とフランス

三 フレスト・リトフスク講和条約批准とフランス

四 対ソ干渉提起とフランス

結 び

はじめに

本稿の目的は、ロシア十月革命後一九一七年十一月からアメリカがシベリア出兵を決定する一九一八年七月までのアメリカ國務省のソビエト政権に対する認識を、駐ロシア大使フランス (Francis, David R.) のそれを中心に考察することである。このような考察を行うことの意義を何に求めることができるであろうか。

ロシア革命と連合国の対応、特に対ソ干渉決定過程をめぐっては、日米英ソ各国でいくつかの重要な研究成果が発表されてきた⁽¹⁾。しかし、これまでの研究には以下三つの問題点があげられる。まず第一に対ソ干渉をめぐるアメリカの立場、特に國務省の立場について必ずしも実証的な研究が行われてきたとは言い難いことである。特にソ連の研究は、連合国の対ソ干渉決定過程におけるアメリカの役割に注目し、その反ソ性を非難するものがほとんどである⁽²⁾。ソ連では、資本主義国の対ソ政策は、反動的、反ソ的傾向とより柔軟で協調的傾向の二つの立場の相克の中で形成されると考えられてきた。このような見方によると、アメリカにおいては、反ソ的傾向の強い國務省グループとより柔軟な立場の非公式グループの対立の中で対ソ政策が形成されるが、最終的には反ソ的グループが勝利をおさめ、その結果干渉政策が決定をみたことになる⁽³⁾。しかし、一九一八年二月の時点でアメリカが対ソ承認すら検討していたという事実に示されるように⁽⁴⁾、対ソ干渉決定過程においてアメリカ國務省が一貫して反ソ的であったという見方は、是非とも再考の必要があるろう。

問題点の第二は、ロシア十月革命後一九一七年十一月から、アメリカが対ソ干渉を決定する一九一八年七月までの米ソ関係の時期区分があまりないことである。しかし、革命後対ソ干渉までの米ソ関係、特にアメリカの対ソ政策を論じる際には、いくつかの時期区分を行って考察することが必要と思われる。とりわけ一九一八年三月、ブレスト・リトフスクにおけるドイツとの単独講和条約締結の是非をめぐっては、ソビエト政権内部で激しい論争が繰広げられたのであり、こうした動きに連合国、特にアメリカがどのように対応したかについて、注意深い検討が必要である。

第三の問題点は、駐ロシア大使フランスの認識について全くと言っていいほど関心が払われてこなかったことである。一八五一年ケンタッキーに生まれたフランスは、セント・ルイス市長、ミズーリ州知事などを歴任し、一九一六年駐ロシア大使に任命される⁽⁵⁾。実業界での経験も豊富なフランスは、アメリカとロシアとの通商協定締結という使命をおびて⁽⁶⁾一九一六年四月帝政時代末期のペトログラードに赴任するが、以後一九一八年十一月まで激動のロシ

アに大使として駐在することとなった。この間一九一八年三月、ドイツとの講和条約締結によってロシアの第一次大戦からの離脱が決定的となり、日本をはじめ各国大使が相次いで本国に帰還した後も、フランスがなおロシア国内にとどまり、情勢報告と政策提起を行い続けたことは特筆に値しよう。駐ロシア大使がいつ、どのような認識を示してきたかについては、ロシア革命後のアメリカの対ソ政策を考える上で是非とも検討の必要がある。

以上のような問題意識にもとづき、本稿ではソビエト政権とドイツとの講和問題を基軸に一九一七年十一月から一八年七月までの米ソ関係を四期に区分し、さらに國務長官ランシング (Lansing, Robert)、また対ソ協調派の代表とされるロビンス (Robins, Lieut. Col. Raymond, アメリカ赤十字代表として一九一七年十一月から一八年五月までロシアに滞在した) と比較しながら、駐ロシア大使フランスの対ソ認識を考察していきたい。

一 十月革命とフランス

一九一七年三月、二月革命の勃発と帝政ロシアの崩壊を機に、アメリカ、すなわちウィルソン (Wilson, Woodrow) 政権は第一次世界大戦に参戦した。アメリカがロシア臨時政府に対してきわめて好意的であったことは、連合国の英仏にすら先立って三月二十二日対ロシア新政府の承認を行ったことからもうかがい知ることができる。ここで駐ロシア大使フランスは、臨時政府承認の必要性を國務省に対し積極的に進言した。フランスは三月十八日國務長官ランシングに、臨時政府が戦争完遂の立場をとっていることに特に留意し、「アメリカが臨時政府を承認する最初の国となることがあらゆる観点から望ましい」と強く主張する⁽¹⁾。このように考えると、一九一七年十一月、十月革命の勃発がフランスにとって大きな衝撃であったことは想像に難くない。フランスは、新たに誕生したソビエト政権が果たして戦争を継続する意思があるか否かに最大限の関心を向けることとなる。

革命前夜ともいえる十一月二日、フランスはランシングに、ロシアの戦争継続がアメリカにとって何よりも重要であり、仮にロシアが戦線から離脱するようなことがあれば、アメリカにはかり知れない犠牲をもたらすことになろう、と主張する。⁽⁸⁾ さらに十一月六日、フランスはやはりランシングに「連合国のなすべきことは、ロシアを見捨てることではなく、戦争の継続を期待することである」⁽⁹⁾とも述べている。このように世界史上初の社会主義革命となったロシア十月革命前夜のアメリカ大使の最大の関心事は、ドイツ、オーストリアなど枢軸諸国との戦争をロシアが継続するか否かの一点に絞られていたと述べても過言ではなからう。

十一月七日、ロシア社会民主労働党（ポリシエヴィキ）を中心にソビエト政権が誕生し、レーニン（Lenin, Vladimir I）が人民委員会議長（首相）、トロツキー（Trotsky, Lev D.）が外務人民委員（外相）に就任する。発足後まず第一に「講和の布告」を明らかにしたソビエト政権は、無併合、無償金という民主的講和の実現をめざし、もはや戦争継続の意志がないことを全世界に向かって表明する。フランスは十一月十六日モスクワ総領事サマーズ（Summers, Maddin）に対し、ポリシエヴィキ政権不承認の意向を明らかにし、⁽¹⁰⁾ また十一月二十日にはランシングに宛て「レーニンとトロツキーはドイツの利益のために働いている。この疑いが正しいかどうかは別にしても、彼らの成功は明らかにドイツにとって利益とならう」と述べた。⁽¹¹⁾ このように十月革命直後のフランスは、レーニンとトロツキーが共にドイツの手先ではないかとの強い疑念を示しており、ソビエト政権不承認の姿勢を前面に打ち出したのである。

さて、十一月二十一日、ロシア外務人民委員部は連合諸国に向けて休戦交渉への参加を呼びかけ、三十日にはドイツ側と単独で休戦交渉開始に踏み切ることを発表する。ロシアとドイツ側との休戦交渉は、十二月三日前線の町ブレスト・リトフスクで開始され、ついに十二月十五日、休戦協定が締結をみる。フランスが懸念したようにロシアの戦線離脱問題がにわかに現実味をおびる中、十二月三日パリでは連合国最高戦争会議が開催され、フランス側よりロシアへの干渉が提起されるのである。日米英の慎重姿勢のためこの時点では干渉は実現にいたらなかったものの、ア

メリカ政府は公式には明らかに對ソ強硬姿勢を示していた。十二月十日、ランシング國務長官はウィルソン大統領に宛て、アメリカ政府はポリシェヴィキ政權を承認すべきでないこと、あくまでもロシア国内の秩序を回復し、國際的義務遂行の用意のある政權を承認すべきことを主張する⁽¹²⁾。これに先立ち十二月六日、ランシングはフランシスに、公式、非公式を含めアメリカの代表はポリシェヴィキ政權との接觸をさし控えるよう訓令を与えており、對ソ不承認、ソビエト側との一切の接觸禁止というアメリカ政府の強い姿勢が明らかにされているのである。

ところで興味深いのは、フランシスがアメリカの非公式代表とポリシェヴィキ政權との接觸を独自の判断で許可し、ランシングも事実上これを黙認していたと考えられることである。ここでフランシスとアメリカ赤十字代表ロビンスとの關係に若干触れる必要がある。すでにアメリカは二月革命後一九一七年七月、医薬品及び食料品の援助などを目的に赤十字代表をロシアに派遣していた。一九一七年十一月それまでの代表トンプソン (Thompson, Liek. Col. William B.) に代わってロシアに赴いたロビンスの第一印象について、フランシスはランシングに「明らかに革新的だが誠実な男⁽¹⁴⁾」と述べている。フランシスはアメリカへの帰国後一九一九年上院での公聴会の席上、ロビンスにソビエト政府との接觸を許可した理由として、ソビエト側との接觸を一切断ち切るのはアメリカにとって好ましくないことであり、ロビンスを通じポリシェヴィキの動靜について情報収集を目論んだことを明らかにした⁽¹⁵⁾。さらにフランシスは、非公式の形でロビンスをポリシェヴィキ側と接觸させるつもりであることを國務省に打電したところ、ランシングからは特に指示がなかったことも述べており、ロビンスは一九一七年十二月以降もポリシェヴィキとの接觸を続けることになる。

このようにアメリカ政府は表向きはポリシェヴィキ政權との一切の接觸を禁止しながら、事実上非公式の接觸については黙認し、アメリカ國務省とソビエト外務人民委員部の間にはロビンスを通じて半公式的な關係が築かれていく。またフランシスとロビンスは政策について意見を異にすることは多かったものの、両者の關係は良好であった⁽¹⁷⁾。フラ

ンシスとロビンスは対立関係であったというよりもむしろ、対ソ問題についてある種の協力関係ができていたと考えるべきであろう。

以上のように、十月革命後一九一七年十二月、フランシス、ランシング共に対ボリシェヴィキ政権不承認の態度を示しつつも、同政権との非公式の接触について、アメリカ國務省は事実上容認していたのである。

二 対独講和問題とフランシス

一九一七年十二月二十二日、ブレスト・リトフスクの地でソビエト政府はヨッフエ (Ioffe, Adolf A.) を団長にドイツ側との講和条約締結交渉を開始する。しかし、ソビエト政府が主張する民主的講和の原則は、ドイツ側にとって全く受け入れられるものではなかった。ドイツのロシアに対する領土要求によって、十二月二十八日交渉は早くも中断される。このように一九一七年末にいたり、ドイツ側との単独講和不成立の見通しがにわかには強まってくるのである。

年が明けて一九一八年一月二日、フランシスはロビンスに対し書簡を送っているが、それは、ドイツとソビエト政府との単独講和は成立しない可能性があり、ロシアは戦争の継続を余儀なくされよう、ロシアがドイツとの戦争継続のためアメリカに援助を求めてくるならば、アメリカはソビエト政権に対しあらゆる援助を行うことが必要であると述べており、フランシスはアメリカ政府に対しロシアへの援助を要請することを約束したのである。⁽¹⁸⁾ 翌一月三日、フランシスはランシングに提言する。その中でフランシスは、ドイツ側が無併合、無償金の原則とはほど遠い過酷な条件をロシアに突きつけており、単独講和の成立は既定の事実でないどころかその可能性はきわめて疑わしいものではないと述べる。さらにフランシスは、ロシアは革命の成果である民主的講和の実現のためには戦争を継続するであらうとして、ドイツとの講和交渉の失敗にロシアが戦線にとどまる唯一の望みを託したのである。⁽¹⁹⁾

このような提言を受けて、對ソ問題をめぐるランシングの考え方も微妙な揺れをみせる。すでにウィルソン大統領は一月八日議會で演説を行い、秘密外交の廃止、ロシアの國際社会への復帰などを盛り込んだ全十四か条にわたる戦後の新しい國際秩序構想を明らかにしていた。ランシングは一月十日ウィルソンに宛て「アメリカがボリシエヴィキ政権を承認するか否かは、ロシア国民が主権を有し、外国による干渉や影響を受けることなく、独自の國家機構を形成できるかどうかにかかっている(傍点、小澤)⁽²⁰⁾と述べる書簡を送ったのである。このように一九一八年一月になり、ランシングが對ソ援助の方向に大きく傾き始めたのみならず、前年十二月には對ソ不承認を強く主張した國務長官ランシングも、アメリカによる承認の可能性を完全に排除するわけではないという微妙な言いまわしを示している。

ところでこの時期に、レーニンとトロツキーに対するフランスの評価も目立った変化をみせる。すでに述べたように、十月革命直後の一九一七年十一月、フランスはレーニンとトロツキーがドイツの利益のために働いているとして、両者がドイツの手先ではないかとの強い警戒感をあらわしていた。しかし、翌一八年一月四日付でフランスがフィンランドのアメリカ領事ヘイネス(Haynes, Thornwell)に宛てた書簡はこのような見方を改め、レーニンとトロツキーは共に民主的講和の実現のため誠実に努力していると述べるのである。⁽²¹⁾フランスは一九一八年十一月アメリカへの帰国後、レーニンとトロツキーがドイツの手先であると一貫して考え続けていたことを機会あるごとに述べているが、これは必ずしも事実ではない。少なくとも一九一七年末から一八年初めにかけて、ブレスト・リトフスク交渉決裂の見通しが強まる中、独ソ講和不成立への期待をフランスは徐々に膨らませていったのであり、それと共にレーニン、トロツキーに対する見方も変化したと考えられる。ボリシエヴィキ政権との何らかの關係の樹立をフランスが國務省に提起したのもまさにこの時期に他ならないのである。

一九一八年一月九日、外務人民委員トロツキーを団長にブレストの地で講和交渉は再開をみるが、一月十二日トロツキーはドイツ案の受け入れを拒否し、交渉は再び中断される。単独講和の是非をめぐってはソビエト政権内部の激

しい論争の種となるが、一月二十七日、全ロシア・ソビエト大会は「民主的講和の基本原則堅持、併合主義的講和に反対」を決議し、この決議を携えてトロツキーは再び交渉に臨むのである。

このように講和問題をめぐり予断を許さない緊迫した状況が続く中、英仏らによるロシアへの干渉構想が具体化し始める。一月二十八日、英国大使館はアメリカ國務省に対し、ロシアは何らかの形による外国からの干渉を歓迎するのではないかと述べ、日本への干渉の依頼を提案してくる。⁽²⁴⁾しかし、二月八日英国大使館に宛てた回答の中でアメリカ國務省は、英国政府の考え方、すなわち日本への干渉の依頼には反対であること、ロシアは外国からの干渉を望んではおらず、現時点での干渉はきわめて不適切であると述べた。⁽²⁵⁾さらにランシングは二月十三日にも駐英アメリカ大使ページ (Page, Walter Hines) に対し、アメリカ政府の立場は干渉に反対であることを繰返している。⁽²⁶⁾

これに先立ち二月五日、フランスはランシングに、対ソ正式承認を提言することはできないが、徐々に事実上の関係をソビエト政府との間に構築することによって、ポリシェヴィキの政策にアメリカが影響を及ぼす必要があるとの見解を明らかにした。⁽²⁷⁾これに対しランシングは二月十四日、國務省はフランスの考え方に賛成であると述べ、ポリシェヴィキ政権との非公式の接触をより緊密に行うよう指示したのである。⁽²⁸⁾以上のように、一九一八年一月から二月にかけて、フランスとランシングは、ロシアが同意しない連合国による干渉には絶対反対であること、さらに対ソ正式承認には踏み切らないものの非公式の接触をソビエト側とより緊密に行うという点で一致していたといえる。非公式代表も含めアメリカ側とポリシェヴィキの接触を禁止したランシングの前年十二月の訓令と比較するなら、ここにアメリカ國務省の対ソ認識の大きな変化をみることができるであろう。

二月十日、トロツキーはドイツ案の受け入れを拒否し、十八日ドイツは戦闘行動を再開する。二月二十二日トロツキーが外務人民委員の職を辞することを明らかにし、翌二十三日、人民委員会議はドイツ側の条件受け入れを発表した。こうしてついに三月三日、ソビエト政権が当初めざした民主的講和の実現とはほど遠い内容の講和条約が調印され、⁽²⁹⁾

三月十四日から十六日にかけて開催された全ロシア・ソビエト大会の場で条約は批准をみる。この間アメリカ側ではどのような動きがみられたであろうか。

二月二十四日、フランスは予想されるドイツの攻撃を避けるため首都ペトログラードを離れ、ボログダに赴く。各国外交官が相次いでロシアを去る中で、フランスのみは終始一貫してロシアに踏みとどまる決意を示すが、その理由としてフランスは、ロシアをドイツの影響下に置くことの危険性を強調する⁽³¹⁾。フランスは講和条約が全ロシア・ソビエト大会で批准されない可能性に、また仮に条約が批准されたとしても何らかの形でドイツに対する抵抗が継続される可能性に望みを託したのである。

三月五日、アメリカ國務省が日本政府に対し、シベリア出兵に反対の意向を明らかにする文書を手わたしたまさにその同じ日⁽³³⁾、ペトログラードでロビンスがトロツキーと接触する。トロツキーはロビンスに、対独抵抗のためアメリカに援助を要請する文書を手わたし、講和条約が批准されない可能性を強く示唆した⁽³⁴⁾。三月九日から十日にかけ、トロツキーとの会談の内容を伝えるためロビンスはペトログラードからボログダに向かい、フランスと会見する。この間フランスはランシングに二度にわたり打電し、日本による対ロシア干渉の愚を再三強調するとともに、現状ではロシア・ソビエト大会でブレスト・リトフスク講和条約は批准されることになろうが、仮に日本が攻撃をしないとある保証が得られるなら、条約は批准されまいとの見通しを明らかにした⁽³⁵⁾。さらに翌十日、フランスはモスクワ総領事サマーズに、ソビエト政府はドイツに抵抗し得る唯一の勢力であり、ドイツに対するいかなる抵抗をも援助するというフランスの方針に変化がないことを述べたのである⁽³⁶⁾。

以上のように、講和条約が調印をみた後もフランスの考え方に著しい変化はない。講和条約が批准されない可能性、あるいは何らかの形でソビエト政府の対独抵抗が継続される可能性にフランスは期待をつないでいる。またここで注目すべきは、日本の攻撃がなければ講和条約は批准されないとみるフランスの考え方である。ドイツとロシ

アの講和条約調印という重要な局面をむかえて、フランスは日独両国からのロシアに対する脅威を結びつけて考え始めていたといえよう。

三 ブレスト・リトフスク講和条約批准とフランス

すでに述べたように、全ロシア・ソビエト大会でブレスト・リトフスク講和条約は批准され、ここにロシアの第一次大戦からの離脱はもはや動かし難い現実となった。フランスは三月十五日、アメリカ政府はロシアが中立国でも敵でもなく、依然として同盟国であると考えており、講和をめぐる最近のできごとによってアメリカがその対ロシア政策を変化させることはない⁽³⁷⁾、と述べている。しかし同時に、ドイツに対して真剣で組織的抵抗を試みる政府ができるなら、それに対しては援助の用意がある⁽³⁸⁾、と発言したことも見逃がせないであろう。フランスは一方でアメリカの立場にまだ変化がないことを確認しつつ、他方仮にポリシェヴィキに代わってドイツに抵抗する政府ができるなら、アメリカはその政府を援助すると示唆することにより、アメリカの政策の変化について一定の含みをもたせたと考えることができる。

この時期のフランスの考え方は、三月二十一日付でモスクワ総領事サマーズに宛てた電文の中に端的に表われている。フランスはその中で、ドイツの方をポリシェヴィキよりも憎むと述べるが、その理由として、仮にドイツが世界大戦で勝利してロシアを支配するならば、それはドイツによる世界支配につながりきわめて危険であるが、ポリシェヴィキがロシアを支配しても永くは続かず、恐るるに足らないと考えることを明らかにしたのである⁽³⁹⁾。フランスにとつて恐るべきはポリシェヴィキそのものではなく、ドイツとポリシェヴィキの結託であった。だからフランスは、アメリカの政策の変化の可能性について遠まわしに言及しつつも、依然としてポリシェヴィキをドイツから切

り離すことへの期待を捨ててはいなかったのである。

三月十六日、フランスはランシングに、ドイツに抵抗するためロシアから援助を求められるならそれに応じる用意があるとの見解を示したが⁽⁴⁰⁾、これに対しランシングも、現時点でアメリカ政府がロシア国民を直接援助することはできないものの、従来のような形でアメリカ側が対ソ接触を続行するようにと訓令を送っている⁽⁴¹⁾。このようにブレスト・リトフスク講和条約批准後ランシングの態度にも目立った変化はなく、当面はフランスに情勢判断を一任しながら事態の推移を見守っていく姿勢を示していたのである。

ところでブレスト・リトフスク条約批准後、フランスにとって頭の痛い問題が起こっていた。ソビエト政府は条約批准と共にロシアの首都をベトログラードからモスクワに移し、これに伴い赤十字代表ロビンズもモスクワに赴くが、以後ロビンズとモスクワ総領事サマーズの激しい確執が始まるのである⁽⁴²⁾。ロビンズとサマーズは対ロシア政策についてことごとく見解を異にし、サマーズがソビエト政府をドイツの手先であるとみなし警戒感を強めるのに対して、ロビンズはこれに真向から反論し、ソビエト軍の建設を援助することによってロシアをドイツに抵抗させることは可能であると主張した⁽⁴⁴⁾。ロビンズは一九一八年三月末から四月にかけて連日フランスに書簡を送り、ドイツがポリシエヴィキに対するコントロールを強めつつあるというサマーズからの情報は全く根拠のないものであることから、アメリカがソビエト政府を援助する必要性を強く主張する⁽⁴⁵⁾。さらに四月二十日、ロビンズはフランスに対し、ドイツが首都モスクワでソビエト政府と交渉を行っているにもかかわらず、アメリカ大使館がポログダを離れないのでは、連合国側に不利な結果がもたらされると述べて、フランスがポログダからモスクワに移るよう要請した。ロビンズは、ロシアの経済再建がドイツのコントロールの下に行われることになるのか、あるいはアメリカの影響下に行われることになるのか、今まさに別れ道に立っており、フランスの立場はアメリカの政策決定にとってきわめて重要であると述べて、対ソ援助の実行に踏み切るようフランスの決断を強く迫ったのである⁽⁴⁶⁾。

四月四日、フランスはランシングに次のように述べる。独ソ間の平和は長くは続かず、連合国は援助を求められることになろう。アメリカはそれに備えて用意すべきである。⁽⁴⁷⁾このようにフランスはソビエト政権を直ちに援助するよう国務省に積極的な働きかけを行っているわけではない。しかし反面、フランスにとってポリシェヴィキ政権の援助は、依然としてアメリカの政策の中で実現可能性のある選択肢の一つとして残されていたのである。

四月六日、日本陸戦隊がウラジオストクに上陸し、日本による干渉がにわかに現実味を帯びてくる。フランスは公式には「日本のウラジオストク上陸に政治的意図はない」⁽⁴⁸⁾と表明する。しかし、四月十八日にはランシングに対し、陸戦隊のウラジオストク上陸は日本の単独の軍事行動の第一歩となるのではないかとの懸念を示している。フランスは、日本がシベリアを、ドイツ、オーストリアがロシア西部を各々分割することで合意に達する可能性があり、独ソの協力の方が日独の提携よりはまだ許容できるものである以上、⁽⁴⁹⁾連合国によるロシアへの干渉には反対する⁽⁵⁰⁾との見解を繰り返したのである。

すでに述べたように、プレスト・リトフスク講和条約が批准される前から、フランスは日本の干渉ゆえにドイツとの講和条約批准をソビエト政府が余儀なくされる恐れを指摘し続けていた。またフランスにとって脅威はポリシェヴィキではなく、ドイツによるロシア支配、あるいはドイツとポリシェヴィキの結託に他ならなかった。ここへきてフランスにとっての脅威の順位がさらに明確になる。すなわちフランスが第一に恐れたのは日独の提携であって、独ソ間の講和もそれに比べればまだ許容できるものであった。さらにポリシェヴィキそのものまたソビエト政府の存在自体は、アメリカにとって依然として援助し得る対象に他ならなかったのである。

ところで、対ロシア政策をめぐるサマーズとロビンスの確執はその後ますます激しくなり、モスクワに二人のアメリカ「外交官」が駐在して競い合う「二重外交」の様相を帯びてくる。サマーズは四月十一日ロビンスとの確執についてフランスに詳細に伝えた他、四月十九日には、ロビンスのモスクワからの退去と赤十字代表としての地位の解

任を要請する。さらに四月二十三日、サマーズはポリシェヴィキ政權承認を主張するロビンスのような人物が今後モスクワで活動を続けるなら、自らは総領事を辞任して帰国する意向であると述べたのである。⁽⁵¹⁾

このような「二重外交」を前に、ランシング國務長官はロビンスの動向に対する警戒感をしだいに強め始める。すでに述べたように、ランシングは一九一七年十二月以降表向きは公式、非公式を含むアメリカ代表とソビエト側の一切の接触を禁止したが、ロビンスの活動については事実上容認し続けてきた。またドイツ側との講和条約不成立の見通しが強まった一九一八年二月には、ランシング自身も非公式の接触をソビエト側とより緊密に行うよう指示を送ったのである。しかし四月二十三日、ランシングはフランスに、ロビンスが政治的問題について大使館の許可なく打電していると述べ、ロビンスに対する監督の強化を要請した。⁽⁵²⁾ランシングは非公式の外交に対する警戒感をしだいに強めていく。もはやランシングの対ソ認識は、一九一七年十二月のそれに戻りつつあったのである。

四 対ソ干渉提起とフランス

一九一八年五月一日、フランスはランシングに、ドイツ大使ミルバッハ (Mirbach, Wilhelm Count Von) のロシア国内での影響力がしだいに強まってきたと指摘した。⁽⁵³⁾さらに翌二日、同じくランシングに宛てフランスは、連合国による干渉の時期がいに訪れたと判断することを述べ、ドイツによるロシア支配の顕著な増大がみられること、またソビエト政府も不可避と判断すれば列国による干渉に賛成しようとの見通しを明らかにしたのである。⁽⁵⁴⁾こうして約一ヶ月後の六月四日、干渉プランをより具体的に練るようにランシングはフランスに指示を与えている。⁽⁵⁵⁾

ところですでにみてきたように、フランスは一九一八年四月まで、一貫してロシアが同意しない連合国の干渉、とりわけ日本による干渉には強く反対し、ブレスト・リトフスク講和が批准をみた後もロシアをドイツの影響力から

切り離す可能性は消えていないとの判断から、ソビエト政権援助もアメリカの選択肢の一つとみなし続けてきた。そのフランシスが一九一八年五月初旬という時期に、なぜ対ソ干渉、すなわちソビエト政権のドイツからの切り離しを断念する措置を取って提起したのであるか。なぜこの時期にドイツのロシアに対する影響力をほぼ後退させることはできないと判断したのであるか。確かに三月から四月にかけて、フランシスの元にはシベリア各地駐在の領事から反ポリシェヴィキ運動の高揚を伝える情勢報告が相次いで寄せられている。⁽⁵⁶⁾しかし、これだけではフランシスがこの時期に対ソ認識を急転換させた理由を十分説明することはできない。

フランシスがソビエト政権との接触をついに断念した理由を示唆する鍵は、四月末フランシスに送られた複数の文書の中に見出すことができる。四月二十八日、ランシング國務長官はフランシスに、フランシスから送られるメッセージは暗号の解読がひどく困難なことを指摘し、⁽⁵⁷⁾次いで四月三十日には、モスクワ総領事サマーズも、フランシスの電報は暗号解読ができないと述べたのである。⁽⁵⁸⁾サマーズは、ワシントンやボログダの大使館、その他各地のアメリカ領事から送られる暗号によるメッセージは、いずれもことごとく改ざんされたやり方で届いており、こうしたことが以前はなかったことを考えると、ソビエト政府によって意図的に暗号電報使用の妨害が行われたと考えるべきであろうと指摘する。⁽⁵⁹⁾

フランシスが國務省に対ソ干渉の提起を行った翌日五月三日、フランシスはロビンズに宛て次のような書面を送っている。第一に、ソビエト政府は連合国の暗号電報使用を禁止したが、これは外交官特権の剝奪を意味するものではないか。第二に、「ソビエト軍の建設は社会主義革命推進のため」というレーニン、トロツキーの表明は、ロシアがドイツに対抗するためにそう言わざるを得ないものと考えられ、ソビエト軍がアメリカなど連合国に敵対することはないであろう。しかし、この論理でアメリカ政府を説得することはできない。さらに第三に、ソビエト政府はたとえ不可避とわかってでも連合国による干渉に反対するであろうか、と述べるのである。⁽⁶⁰⁾以上のように、ソビエト政府

による連合國、特にアメリカの暗号電報使用妨害措置は、フランスの對ソ認識を百八十度變化させることとなった。フランスは一九一八年四月末の時点で、ソビエト政權に対するドイツの影響力の高まりをもちこれ以上放置できないと判断し、ソビエト政權の下でのロシアの対独抵抗継続への期待をついに断念したのである。

フランスの國務省への提起の内容は、その後回を重ねることに強硬なものとなる。五月二十九日、フランスはラランシングに、ポリシェヴィキの反対勢力などが干渉を望んでいることなどあらゆる観点からみて、連合國による對ソ干渉が望ましいと述べ、アメリカは直ちに干渉に踏み切るべし、これ以上遅れることは危険であると主張した。⁽⁶¹⁾ 次いで六月三日フランスは、ポリシェヴィキ政權が崩壊し、新政權樹立の可能性があると認め國務省に明らかにし、またロシア人には外國による指導が必要であり、①アメリカは領土的野心をもっていないこと、②ロシア國民に好意的なウィルソン大統領による数々の声明の内容、③二月革命後臨時政府を最初に承認したこと、などから、連合國の中ではアメリカがロシア國民に最も人気があると指摘する。⁽⁶²⁾ このようにアメリカによるロシアの内政への関与の必要性を強く主張するフランスに対し、ランシングは六月十二日、アメリカはロシア國民が自ら選んだ政府を代表として承認する意向であり、ソビエト政權崩壊後ロシアの新政府がいかにして樹立されるべきかについてフランスが指示を与えるが如き言動は差し控えるよう要請している。⁽⁶³⁾ フランスの急激な對ソ姿勢の轉換とロシア問題へのオーバー・コミットの可能性を前に、ランシング自身も困惑を隠していないのである。

六月十一日、フランスはランシングに、ソビエト政府によって武装解除の命令を受けたロシア国内のチェコ・スロバキア軍を連合國が援助する問題は、干渉の実行にとって良い口実になると指摘した。⁽⁶⁴⁾ さらに六月二十二日には、ロシア國民はひそかに連合國による干渉を歓迎しており、干渉はきわめて時宜を得ている、またアメリカは干渉政策をリードすべきであるとの提起が⁽⁶⁵⁾ フランスから國務省に送られている。アメリカ政府が對ソ干渉、シベリアへの出兵を正式に決定するのは七月六日のことである。この間の事情、また干渉決定過程におけるフランスの役割につい

てはあらためて検討が求められようが、ここでフランスの対ソ認識の特色をまとめておきたい。

まず第一にフランスは、一九一八年四月まで連合国による干渉には反対する姿勢を示していたが、五月以降その姿勢を百八十度転換させ、干渉の必要性を強く主張するようになった。第二に、単に干渉に賛成しているのみならず、外国の指導による新政権樹立の可能性を示唆するなど、ロシア問題をめぐる過剰な関与の可能性がみられる。第三に、アメリカが干渉をリードすべきであるとのフランスの考え方を見逃がすことはできない。また第四の点として、ロシア国民はもとより、ソビエト政府も干渉に反対しないのではないかとの見通しにより、干渉の正当化を試みている点も重要である。最後に、いわゆるチェコ・スロバキア軍問題を干渉の口実として利用しようとしている点にも留意の必要があろう。

ところでフランスにのみ注目してきたが、この間赤十字代表ロビンスは果たしてどのような処遇を受けたであろうか。すでにロビンスとモスクワ総領事サマーズとの確執については述べた。五月一日、サマーズはフランスにロビンスの罷免を要請し、ロビンスの活動が大使館及び総領事館の活動を妨害しており、事態の改善のため何らかの措置がとられないならば、自らは総領事の職を辞任する意向であることを再び繰り返す⁽⁶⁶⁾。この時すでにフランスは対ソ干渉の提起に踏み切っており、ロシア問題をめぐるフランスとロビンスの見解の相違はしだいに広がり始めていた。五月九日ランシングよりロビンスに宛て、正式に帰国命令が発せられる⁽⁶⁷⁾。こうしてロビンスは帰国の途につくが、帰国の前日五月十四日、ロビンスがレーニンと会見したことに一言触れる必要がある⁽⁶⁸⁾。レーニンはロビンスに宛て、アメリカの対ロシア経済援助を要請する書面を手わたした。この書面はまず、第一次大戦を経てロシアの対外貿易に占めるアメリカの比重が飛躍的に高まったと述べ、この傾向に当分変化はないであろうと指摘する。さらに外国からの援助なしにロシアの経済再建は不可能であると述べ、アメリカがロシアに製品を輸出し、ロシアがアメリカに原料を輸出するという貿易構造のパターンがしるされているのである。

帰国後ロビンスは七月一日付で、レーニンの要請に基づきランシングに宛てて対ソ政策の提起を行った。ロビンスの見解は以下の通りである。⁽⁶⁹⁾ 第一に、ソビエト政府の側から干渉の要請がない以上、連合国による干渉には賛成できない。第二に、ソビエト政府から経済再建をめぐり協力の要請があったことは、アメリカにとって重要なチャンスである。第三に、外国からの援助がない限り社会経済革命は失敗し、ドイツの専制政治の支配下にロシアは置かれることになる。最後に第四に、経済援助によってアメリカはロシアの内政に影響力を行使し、ロシアのドイツに対する抵抗力を強めることができる。このようにロビンスは、武力による対ロシア干渉ではなく、経済協力、経済援助を通じてアメリカがロシアの内政に影響を及ぼす必要性を強く主張した。しかし、そうした政策を考慮する余地はすでにアメリカ國務省内部に残されてはいなかった。五月から六月にかけて干渉の方向に大きく傾いたアメリカにとって、ロビンスの提起はもはや論外の内容だったのである。

結 び

ソビエト政府とドイツとの講和問題を基軸に一九一七年十一月から翌一八年七月までの米ソ関係を四期に区分し、國務長官ランシングや赤十字代表ロビンスなどと比較しながら、駐ロシア大使フランスの対ソ認識を詳細に検討してきた。その結果以下のような結論を述べることができる。

第一に、対ソ強硬路線と柔軟路線という相反する二つの立場がアメリカの対ソ政策の潮流に存在することは、むしろまちがいでない。しかし、しばしばソ連側の文献が試みたように、二つの立場を明確に区分することは不可能であり、ましてや前者を國務省グループ、後者を非公式グループに分けて考えることは適切とはいえない。確かにサマーズとロビンスの関係は対立関係とみてよからう。しかし、フランスとロビンスの間には明らかに協力関係が成り立

っていた。ドイツとソビエト政府の講和をめぐる動きによってアメリカ國務省の対ソ認識は大きく揺れ動き、特にこの点はフランスにおいて最も顯著である。また独ソ間の講和不成立の見通しが強まった一九一八年二月から三月にかけては、國務長官のランシングすら対ソ干渉に反対し、アメリカとソビエト政権との非公式の關係樹立に賛成したのであった。このように十月革命後アメリカ側の対ソ認識は、特定の人物またその人物の立場によってよりも、むしろ時期と問題によって区分することが重要であろうと思われる。

第二に、武力による連合国の干渉に反対し、対ソ援助、經濟協力の必要性を主張したという点でロビンスの立場はほぼ一貫している。フランスはそれに反して百八十度の立場の変化をみせた。十月革命後まもなく一九一七年十一月から十二月にかけて、フランスはソビエト政権承認には絶対反対であり、レーニン、トロツキーに対する強い警戒を抱いていた。しかし、一八年一月から四月にかけてのフランスの立場は、ロビンスのそれと大きな相違はなかった。一九一八年五月以降フランスは立場を再び大きく転換させ、対ソ干渉の必要性を強く主張する。ここには、ロビンスの立場との違いがようやく明らかになるが、フランスの対ソ認識を決定した最大の要因は、ソビエト政府がドイツと戦う可能性があるか否かにあった。一九一八年三月、フランスはサマーズに、ドイツの方がポリシェヴィキよりも危険であると述べたが、これこそフランスの対ソ認識の特色を端的に表わしている。フランスはブレスト・リトフスク講和条約批准後もなおポリシェヴィキによる対独抵抗の継続に望みをつないだが、連合国の暗号電報使用妨害に象徴されるドイツのロシアに対する影響力の増大を前に、ついにポリシェヴィキの対独抵抗の可能性はないものと断念し、干渉の提起に踏み切ったのである。

このように一貫して同じ主張をしたロビンスと百八十度の立場の動揺をみせたフランスであったが、第三の点として対ソ認識をめぐる両者の見逃がすことのできない共通点を指摘する必要がある。フランスもロビンスも共に、ドイツに抵抗するロシアを好ましいと認識し、またそうあるべきと考え続けていた。さらに両者とも、アメリカはロ

シアの内政に影響を及ぼし得るし、また是非とも及ぼさなければならぬとの見解を明らかにしている。この点で、七月一日付のランシング宛ての書面に示されるように、ロビンスのロシア問題へのオーバー・コミットの可能性は、フランスに勝るとも劣らない強いものがあつた。一九一八年五月以降フランスとロビンスは一見正反対にみえる対ソ政策を國務省に提起するが、それはフランスが、軍事干渉をしなければアメリカはもはやロシアの内政に影響を及ぼし得ないと考えたのに対し、ロビンスの方は、軍事干渉をしなくても経済援助を通じて、アメリカはロシアの内政に依然として影響力を行使し続けることができると思つたからに他ならない。このように両者の認識の差は実は紙一重のものであり、むしろ対ロシア観においてフランスとロビンスは多くの共通点を分かち合つていたのである。

- (1) A. B. Березкин, «Октябрьская Революция и США 1917-1922гг.» Москва, Наука, 1967; E. И. Попова, «Политика США на Дальнем Востоке 1918-1922» Москва, Наука, 1967; Л. Гвишани, «Советская Россия и США 1917-1920» Москва, Международные Отношения, 1970; G. F. Kennan, *Soviet-American Relations 1917-1920*, vol. I (*Russia leaves the War*), vol. II (*The Decision to Intervene*), Princeton, Princeton University Press, 1956, 1958; M. Kettle, *The Road to Intervention, March-November 1918*, London and New York, Routledge, 1988; B. M. Untermyer, *The United States, Revolutionary Russia, and the Rise of Czechoslovakia*, Chapel Hill and London, The University of North Carolina Press, 1989; 細谷千博『シムリア出兵の史的研究』(新泉社、復刻版一九七六年)、同『ロシア革命と日本』(原書房、一九七二年)、原暉之『シムリア出兵 革命と干渉一九一七—一九二二』(筑摩書房、一九八九年)などを参照されたい。
- (2) ただし前掲クワイシヤニの研究はアメリカ側の資料を丹念に利用し、また一九一七年十一月から一九一八年三月までの米ソ間の非公式接触に言及している点で、特筆に値する(Л. Гвишани, указ. соч., стр. 15-60)。
- (3) 前掲、細谷『シムリア出兵の史的研究』もこの枠組により分析を試みている(六七—八九頁)。
- (4) 前掲、細谷『ロシア革命と日本』二八頁。
- (5) Kennan, *Russia Leaves the War*, op. cit., p. 35.
- (6) David R. Francis, *Russia From the American Embassy, April 1916-November 1918*, New York, Charles Scribner's Sons, 1921, p. 10.

- (7) *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, 1918, Russia*, vol. I (in three volumes), United States Government Printing Office, Washington, 1931, pp. 5-6 (以下FRUS 1918, Russia-I の以下を指して記す)。
- (8) David R. Francis, *Russia in Transition (microform): The Diplomatic Papers of David R. Francis, U.S. Ambassador to Russia*, Frederick, University Publications of America, 1985, 5 of 11 microfilm reels (以下Russia in Transition 5. の如く指して記す)。
- (9) Ibid.
- (10) Ibid.
- (11) *Russia in Transition* 6.
- (12) *FRUS, The Lansing Papers 1914-1920*, vol. II (in two volumes), Washington, 1940, p. 343.
- (13) *FRUS 1918, Russia-I*, p. 289.
- (14) *Russia in Transition* 5.
- (15) *Brewing and Liquor Interests and German and Bolshevik Propaganda: Report and Hearings of the Subcommittee on the Judiciary United States Senate, 65 Congress*, vol. 3 (microform, in three Volumes), Washington, Government Printing Office, 1919, p. 956, p. 965. (以下Report and Hearings を指して記す)。
- (16) Ibid. 一九一七年十二月二十四日付のフランシスはランニングのウエブと政府との接触を扱った要約を提出した。この要約は十二月十九日、ランニングの新聞記者に送られた。同要約の本文はFRUS 1918, Russia-I, p. 325, p. 330.)
- (17) *Report and Hearings*, p. 956, p. 965.
- (18) C. K. Summing, W. W. Pettit (eds.), *Russian-American Relations (March, 1917-March, 1920), Documents and Papers*, Westport, Hyperion Press, 1920 (Reprinted in 1977), p. 65.
- (19) *Russia in Transition* 7.
- (20) *FRUS, Lansing Papers-II*, p. 351.
- (21) *Russia in Transition* 7.
- (22) *Report and Hearings*, p. 942, p. 946, p. 957; *Russia from the American Embassy*, op. cit., p. 226.
- (23) 中西治『ソ連の外交』(潮出版社、一九七一年) 四四—七二頁を参照された。
- (24) Министерство Иностранных Дел СССР, «Документы Внешней Политики СССР», том I, Государственное

Издательство Политической Литературы, Москва, 1957, стр. 90-91

- (25) *FRUS 1918, Russia-II*, pp. 35-36.
- (26) *Ibid.*, pp. 41-42.
- (27) *Ibid.*, pp. 45-46.
- (28) *FRUS 1918, Russia-I*, p. 369.
- (29) *Ibid.*, p. 381.
- (30) ロンブは、旧領土であるポーランド、バルト三国、フィンランド、ウクライナ、カフカスに対する主権を放棄し、六十億ポンドの償金を支払うことになった。
- (31) *Russia in Transition* 8, From Francis to Lansing, 1918, 3. 17.
- (32) 後でマランシスは、講和条約が批准されなかつたのはならかと考えたことを明らかにして、その *(Report and Hearings, p. 972)*。
- (33) 前掲「細谷「シムリブ出兵」七四一八九頁」を参照されたい。
- (34) Cumming, op. cit., pp. 81-82; «Документы Внешней Политики СССР», указ. соч., стр. 208-209.
- (35) *FRUS 1918, Russia-I*, pp. 394-395; *FRUS 1918, Russia-II*, pp. 73-74.
- (36) *Russia in Transition* 8.
- (37) Cumming, op. cit., p. 95.
- (38) *Ibid.*
- (39) *Russia in Transition* 8.
- (40) *Ibid.*
- (41) *FRUS 1918, Russia-I*, p. 487.
- (42) Kennan, *The Decision to Intervene*, op. cit., pp. 166-189.
- (43) フレスト・リトフスタク講和批准後、一九一八年三月トロッキーは軍事人民委員に就任し、本格的に赤軍建設にとりかかった。
- (44) *FRUS 1918, Russia-I*, pp. 487-488 (From Francis to Lansing, 1918, 3. 26). なおフランシス自身も「ソビエト軍はドイツに抵抗し得る唯一の勢力であり、ひとたび組織されれば、連合国の強い影響下に置くことができる」と述べるなど、ソビエト

軍の建設援助の必要性を主張してなり。この問題でロビンズに近い考え方を示していったことがうかがえる (*Russia in Transition* 9, From Francis to Summers, 1918. 3. 27.)。

- (45) Cumming, op. cit., pp. 106-107, pp. 110-111, p. 114.
- (46) *Ibid.*, pp. 152-153.
- (47) *FRUS 1918, Russia-I*, pp. 493-494.
- (48) *FRUS 1918, Russia-II*, pp. 116-117.
- (49) *Ibid.*, p. 115 (From Francis to Lansing, 1918. 4. 8.).
- (50) *Ibid.*, p. 126 (From Francis to Lansing, 1918. 4. 18.).
- (51) *Russia in Transition* 9.
- (52) *FRUS 1918, Russia-I*, p. 503.
- (53) *Ibid.*, pp. 515-516.
- (54) *Ibid.*, pp. 519-521.
- (55) *FRUS 1918, Russia-II*, p. 189.
- (56) *Russia in Transition* 9.
- (57) *Ibid.*
- (58) *Ibid.*
- (59) *Ibid.*
- (60) Cumming, op. cit., pp. 161-162.
- (61) *FRUS 1918, Russia-II*, pp. 179-180.
- (62) *FRUS 1918, Russia-I*, pp. 550-551.
- (63) *Ibid.*, p. 562.
- (64) *Ibid.*, p. 561.
- (65) *FRUS 1918, Russia-II*, pp. 220-223.
- (66) *Russia in Transition* 9. なおサマーズはこの直後過労のため急死した。
- (67) Cumming, op. cit., pp. 203-204.

(88) Ibid., pp. 204-212; «Документы Внешней Политики СССР», указ. соч., стр. 286-294.

(89) *FRUS Lansing Papers*-II, pp. 365-372; Summing, op. cit., pp. 212-219.

付記 本稿は平成三年度文部省科学研究費補助金（奨励研究、日本学術振興会特別研究員）にもとづく研究成果の一部である。